

生活交通確保維持改善計画の名称
湯河原町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>湯河原町は町域の約70%が山林と起伏に富んだ地形であり、路線バスなどの交通機関はJR湯河原駅を起点に運行されているものの、交通不便地域が多く点在している。</p> <p>また、本町の高齢化率は令和3年4月1日現在で約40%であり、年々増加する傾向であり、併せて、町の土地の多くは丘陵地で坂道が多く、高齢者などの交通弱者に対する支援が喫緊な課題である。</p> <p>現在、湯河原町と隣接した真鶴町を結ぶコミュニティバスを運行しているが、交通不便地域の解消のため、新たな公共交通システムとして、平成30年10月1日からデマンド型乗合いタクシー（区域運行型）として予約型乗合い交通「ゆたぼん号」の実証運行を開始し、令和元年10月1日から本格運行に移行した。</p> <p>交通不便エリアと駅周辺の公共施設、公園、医院・病院等を直通運行することにより、日常生活に必要な移動手段を提供し、気軽に、安全に移動できることで、「命の外出」を創出することができ、生活の質を維持することにつながる。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>令和4年度～6年度</p> <p>予約型乗合い交通「ゆたぼん号」の乗車密度を1.3人/便 以上とする。  （湯河原町地域公共交通網形成計画 P49 参照）</p>
(2) 事業の効果
<p>予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を維持することにより、対象の交通不便エリアにおける高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知のための概要チラシだけでなく、エリア別の乗降ポイントを詳細に記した資料や目的地エリアに特化した携帯可能なサイズのチラシを作成する。また、地域の老人会など利用が見込まれる方々に事業の説明などを直接的に実施する。（湯河原町）</li> <li>・地域や近所の外出が困っている方へ制度の利用を促す。（地域住民）</li> <li>・利用者にとって使い勝手の良いサービスを心掛ける。（運行事業者）  （湯河原町地域公共交通網形成計画 P34 参照）</li> </ul>

<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」のとおり。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>湯河原町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>湯河原タクシー株式会社</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線システムのみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダーシステムのみ】</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり。</p>

13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論	
別紙「会務報告」のとおり（これまでの会務報告を提出）	
21. 利用者等の意見の反映状況	
<p>これまで4回の住民意見交換会を開催しており、意見については湯河原町地域公共交通会議に報告している。また、実証運行を開始した平成30年10月から2か月間、「ゆたぽん号」利用者を対象に、アンケートハガキを配布し、利用についての感想や意見をいただいた。また、住民と協議の上、利用率向上のため、本格運行に移行した令和元年10月に合わせて、バス停の移設及び新設をそれぞれ2箇所実施した。</p> <p>令和3年6月には、利用実績が低迷しているエリアの利用促進を図るため、対象エリアの住民向け利用説明会等を実施し、利用者の意見やニーズを確認し、今後開催する湯河原町地域公共交通会議において、意見やニーズを反映できるか検討していく。</p>	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県県土整備局都市部交通企画課、神奈川県県西土木事務所小田原土木センター
関係市区町村	湯河原町地域政策課、まちづくり課、土木課、介護課
交通事業者・交通施設管理者等	箱根登山バス株式会社、伊豆箱根バス株式会社、株式会社東海バス、湯河原タクシー株式会社、門川ハイヤー有限公司、箱根登山ハイヤー株式会社、伊豆箱根交通株式会社、神奈川県小田原警察署
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	東洋大学国際学部、湯河原町区長連絡協議会、神奈川県交通運輸産業労働組合協議会、湯河原町商工会、湯河原町老人クラブ連合会、湯河原町社会福祉協議会、公募委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1

(所属) 湯河原町地域政策課

(氏名) 西田 直永

(電話) 0465-63-2111 (内線 232)

(e-mail) kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp